

第 10 期科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会運営規則

平成 31 年 3 月 13 日
科学技術・学術審議会
生命倫理・安全部会

(趣旨)

第 1 条 科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成 12 年政令第 279 号）及び科学技術・学術審議会運営規則（平成 13 年 2 月 16 日科学技術・学術審議会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集等)

第 2 条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、やむを得ない理由により部会の会議を開く暇がなく、合議によらないことをもって部会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるときは、持ち回り審議とすることができる。

(委員会)

第 3 条 部会は、その定めるところにより、特定の事項を調査するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、部会長が指名する。

3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから部会長が指名する者が、これに当たる。

4 主査は、委員会の事務を掌理する。

5 委員会の会議は、主査が召集する。

6 主査は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。

7 主査に事故があるときは、委員会に属する委員等のうちから当該主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8 主査は、委員会における調査の経過及び結果を部会に報告するものとする。

9 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が当該委員会に諮って定める。

(会議の公開)

第4条 部会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 部会長の決定その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、部会において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録)

第5条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、当該部会に属する委員及び臨時委員の了承を得た上で、これを公開するものとする。

- 2 部会の会議が、前条各号に掲げる案件について調査審議を行った場合、部会長は当該案件に係る部分の議事録を非公開とすることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

科学技術・学術審議会の公開の手続きについて

平成 31 年 3 月 13 日
科学技術・学術審議会決定

科学技術・学術審議会令第 11 条及び科学技術・学術審議会運営規則第 9 条に基づき、科学技術・学術審議会の公開の手続きについて以下のように定める。

1 会議の日時・場所・議事を原則 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページの報道発表一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。

2 傍聴については、以下のとおりとする。

(1) 一般傍聴者

① 一般傍聴者については、開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17 時までに科学技術・学術審議会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局政策課）に登録する。

② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。

(2) 報道関係傍聴者

報道関係傍聴者については、1 社につき原則 1 名とし、開催前日 17 時までに科学技術・学術審議会の庶務の総括部局（文部科学省科学技術・学術政策局政策課）に登録する。

(3) 会議の撮影、録画、録音について

① 傍聴者は、会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。

② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。

なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。

ア. 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、会長又は事務局の指示に従うものとする。

イ. スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。

ウ. 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

(4) その他

傍聴者が会議の進行を妨げていると会長が判断した場合には、退席を求めることがで

きることとする。また、会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、会長の指示に従うこととする。

3 その他

委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各1名とする。